

## 死刑執行に関する会長声明

2012（平成24）年3月29日、東京、広島、福岡の各拘置所において、3名に対する死刑が執行された。国民的議論が十分尽くされていない中で死刑執行を再開したことは、極めて残念であり、強く抗議する。

死刑の廃止は国際的な趨勢であり、日本政府は、国連関係機関からも繰り返し、死刑の執行を停止し、死刑制度の廃止に向けた措置をとるよう勧告を受けている。また、本年2月には、小川敏夫法務大臣宛に死刑の執行を行わないよう求める決議を欧州議会が採択していた。そのような中で、議論の前提となる情報が十分に提供されず、国民的議論も尽くされず、その議論の方針も明確でない時期に死刑の執行が再開された。

日本弁護士連合会は、2004（平成16）年10月8日、第47回人権擁護大会（於宮崎市）において、「死刑執行停止法の制定、死刑制度に関する情報の公開及び死刑問題調査会の設置を求める決議」をなし、さらに、2011（平成23）年10月8日、第54回人権擁護大会（於高松市）において「罪を犯した人の社会復帰のための施策の確立を求め、死刑廃止についての全社会的論議を呼びかける宣言」を採択した。本年2月には、野田内閣総理大臣および小川法務大臣に対し、死刑制度の廃止について全社会的議論を開始するとともに、その議論の間、死刑の執行を停止することを改めて求めていたところである。

近時、法務省内部で行われてきた「死刑のあり方についての勉強会」が終了し、その報告書が公表されたが、これをもって死刑廃止についての全社会的議論とは到底言えず、このような情勢のなかでの今回の死刑執行はむしろ全社会的議論を尽くそうという動きに逆行するものである。

いのちを奪う極刑である死刑についての議論は、根本的には社会が罪を犯した人に対してどう向き合うかの問題であり、広く国民に開かれた議論が必要である。特に、裁判員裁判においては、裁判員が死刑を含む量刑判断に参加することになることから、死刑全般に関する情報を国民が正確に知り、その上でその存廃について全社会的議論を尽くすことの重要性はますます高まっている。

当会は、政府に対し、現在の死刑執行の具体的方法、死刑執行対象者選定の手続及び判断基準、死刑確定者の処遇、その受刑能力の存否の裏付け資料等死刑制度に関する情報を広く公開することを要請するとともに、死刑制度の存廃につき全社会的議論が尽くされるまで、死刑の執行を停止することを改めて強く求める。

2012年4月5日

宮崎県弁護士会

会長 松田幸子